

※受付番号

指定居宅サービス事業者
 指定居宅介護支援事業者
 指定介護老人福祉施設 指定(開設許可)申請書
 介護老人保健施設
 指定介護療養型医療施設

年 月 日

愛知県知事 殿

申請者(開設者) 住所
 (法人の場合は、主たる事務所の所在地)

氏名
 (法人の場合は、名称並びに代表者の職、氏名及び住所)

TEL
 FAX

指定居宅サービス事業者
 指定居宅介護支援事業者
 指定介護老人福祉施設に係る指定(開設許可)を受けたいので、介護保険法
 介護老人保健施設
 指定介護療養型医療施設

第70条第1項
 第79条第1項
 第86条第1項の規定により次のとおり
 第94条第1項
 第107条第1項

申請します。

※事業所等所在市町村番号

事業所(施設)	所在地	(郵便番号)		※事業所等所在市町村番号																
	連絡先	TEL							FAX											
事業等の種類	指定等を受けようとする事業等	事業開始等予定年月日	事業等ごとの記載事項	既に指定等を受けている事業等																
				指定等年月日	介護保険事業所番号															
訪問介護			別紙1のとおり																	
訪問入浴介護			別紙2のとおり																	
訪問看護			別紙3のとおり																	
訪問リハビリテーション			別紙4のとおり																	
居宅療養管理指導			別紙5のとおり																	
通所介護			別紙6のとおり																	
通所リハビリテーション			別紙7のとおり																	
短期入所生活介護			別紙8のとおり																	
短期入所療養介護			別紙9のとおり																	
痴呆対応型共同生活介護			別紙10のとおり																	
特定施設入所者生活介護			別紙11のとおり																	
福祉用具貸与			別紙12のとおり																	
居宅介護支援			別紙13のとおり																	
介護老人福祉施設			別紙14のとおり																	
介護老人保健施設			別紙15のとおり																	
介護療養型医療施設			別紙16のとおり																	
医療機関等の区分及びコード	事業区分		コード																	

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
 2 ※印の欄は、記載しないこと。
 3 「指定等を受けようとする事業等」は、一の所在地において行う事業等であって同時に指定等を受けようとするものすべてについて「○」を記載すること。
 4 「事業等ごとの記載事項」は、一の所在地において行う事業等であって同時に指定等を受けようとするものすべてについて○で囲むこと。
 5 「既に指定等を受けている事業等」は、一の所在地において行う事業等であって既に指定等を受けている事業等すべてについて記載すること。
 なお、既に指定等を受けている事業等のうち、介護保険法第71条第1項及び第72条第1項の規定に基づき指定があったものとみなされる事業については「指定等年月日」に「(みなし)」と付記し、介護保険法施行法第4条、第5条、第7条又は第8条第1項の規定に基づき指定等があったものとみなされる事業等については「指定等年月日」に「12.4.1(みなし)」と記載すること。
 6 「医療機関等の区分及びコード」欄は、事業所等について保険医療機関、保険薬局、老人保健施設又は老人訪問看護ステーションとして既に医療機関コード等が付されている場合に記載するものとし、「事業区分」は当該事業所等の医科、歯科、薬局、老人保健施設又は訪問看護ステーションの別を、「コード」は当該事業所等の医療機関コード等を記載すること。

別紙16(その4) 指定介護療養型医療施設の指定に係る記載事項(介護力強化病院用)

※受付番号

施設	ふりがな 名称							
	連絡先	TEL				FAX		
管理者	ふりがな 氏名			住所	(郵便番号 -)			
	他の介護保険施設又は社会福祉施設を管理する場合にあっては、その施設の名称及び所在地							
介護力強化病棟に係る入院患者の推定数				人	専ら要介護者を入院させる部分における入院患者の推定数			人
従業者の員数			看護職員		介護職員		理学療法士又は作業療法士	介護支援専門員
			専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
	常勤(人)							
	非常勤(人)							
	常勤換算後の員数(人)							
	※基準上の必要員数(人)							
※適合の可否								
設備					※基準上の必要数値		※適合の可否	
	病室	介護力強化病棟に係る入院患者1人当たりの最小床面積			m ²	m ² 以上		
	廊	介護力強化病棟に係る片廊下の幅			m	m以上		
	下	介護力強化病棟に係る中廊下の幅			m	m以上		
建物の構造概要								

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
 - 2 この様式は、施設が介護力強化病院(指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準附則第2条第2項に規定する介護力強化病院をいう。)である場合に用いること。
 - 3 ※印の欄は、記載しないこと。
 - 4 「従業者の員数」欄の「常勤換算後の員数」は、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準第2条第5項に規定する方法により計算した員数を記載すること。
 - 5 次の書類を添付すること。
 - (1) 開設者の定款、寄附行為等及びその登記簿謄本(施設が法人以外の者の開設する病院である場合を除く。)又は事業の実施の根拠となる条例等
 - (2) 施設の使用許可証等の写し
 - (3) 併設する施設がある場合にあっては、当該併設する施設の概要を記載した書類
 - (4) 建物の平面図(各室の用途を明示したもの)及び設備の概要を記載した書類
 - (5) 運営規程
 - (6) 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要を記載した書類
 - (7) 従業者の勤務の体制及び勤務形態を記載した書類

別紙16(その3) 指定介護療養型医療施設の指定に係る記載事項(老人性痴呆疾患療養病棟を有する病院用)

※受付番号

施設	ふりがな						
	名称						
	連絡先	TEL			FAX		
	病床転換の有無						
管理者	ふりがな			住所	(郵便番号 -)		
	氏名						
	他の介護保険施設又は社会福祉施設を管理する場合にあっては、その施設の名称及び所在地						
	老人性痴呆疾患療養病棟に係る入院患者の推定数		人	専ら要介護者を入院させる部分における入院患者の推定数		人	
従業者の員数		医師	看護職員		介護職員		作業療法士
			専従	兼務	専従	兼務	
		常勤(人)					
		非常勤(人)					
		常勤換算後の員数(人)					
		※基準上の必要員数(人)					
		※適合の可否					
			精神保健福祉士等	介護支援専門員			
				専従	兼務		
		常勤(人)					
	非常勤(人)						
	※基準上の必要員数(人)						
	※適合の可否						
設備					※基準上の必要数値	※適合の可否	
		老人性痴呆疾患療養病棟の用に供される部分の床面積		m ²	m ² 以上		
	病室	老人性痴呆疾患療養病棟に係る1病室当たりの最大病床数		床	床以下		
		老人性痴呆疾患療養病棟に係る入院患者1人当たりの最小床面積		m ²	m ² 以上		
	廊下	老人性痴呆疾患療養病棟に係る片廊下の幅		m	m以上		
		老人性痴呆疾患療養病棟に係る中廊下の幅		m	m以上		
		生活機能回復訓練室の面積		m ²	m ² 以上		
		デイルーム及び面会室の合計面積		m ²	m ² 以上		
	老人性痴呆疾患療養病棟に係る入院患者1人当たりの食堂面積		m ²	m ² 以上			
	建物の構造概要						

- 備考
1. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
 2. この様式は、施設が老人性痴呆疾患療養病棟を有する病院である場合に用いること。
 3. ※印の欄は、記載しないこと。
 4. 「病床転換の有無」は、病床を転換して設けられた老人性痴呆疾患療養病棟を有する場合にあっては、「○」を記載すること。
 5. 「従業者の員数」欄の「医師」は老人性痴呆疾患療養病棟において指定介護療養施設サービスを担当する医師の員数を記載し、「常勤換算後の員数」は指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準第2条第5項に規定する方法により計算した員数を記載すること。
 6. 次の書類を添付すること。
 - (1) 開設者の定款、寄附行為等及びその登記簿謄本(施設が法人以外の者の開設する病院である場合を除く。)又は事業の実施の根拠となる条例等
 - (2) 施設の使用許可証等の写し
 - (3) 併設する施設がある場合にあっては、当該併設する施設の概要を記載した書類
 - (4) 建物の平面図(各室の用途を明示したもの)及び設備の概要を記載した書類
 - (5) 運営規程
 - (6) 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要を記載した書類
 - (7) 従業者の勤務の体制及び勤務形態を記載した書類

別紙16(その2) 指定介護療養型医療施設の指定に係る記載事項(療養型病床群を有する診療所用)

※受付番号

施設	ふりがな 名称							
	連絡先	TEL					FAX	
	病床転換の有無							
管理者	ふりがな 氏名				住所	(郵便番号 -)		
	他の介護保険施設又は社会福祉施設を管理する場合にあっては、その施設の名称及び所在地							
入院患者の推定数		人		専ら要介護者を入院させる部分における入院患者の推定数				人
従業者の員数		医師		看護職員		介護職員		介護支援専門員
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従 兼務
	常勤(人)							
	非常勤(人)							
	常勤換算後の員数(人)							
	※基準上の必要員数(人)							
※適合の可否								
設備							※基準上の必要数値	※適合の可否
	病室	療養型病床群に係る1病室当たりの最大病床数			床	床以下		
	廊下	療養型病床群に係る入院患者1人当たりの最小床面積			m ²	m ² 以上		
	廊下	療養型病床群に係る病室に隣接する片廊下の幅			m	m以上		
	廊下	療養型病床群に係る病室に隣接する中廊下の幅			m	m以上		
	療養型病床群に係る入院患者1人当たりの食堂面積			m ²	m ² 以上			
建物の構造概要								

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
 - 2 この様式は、施設が療養型病床群を有する診療所である場合に用いること。
 - 3 ※印の欄は、記載しないこと。
 - 4 「病床転換の有無」は、病床を転換して設けられた療養型病床群を有する場合にあっては、「○」を記載すること。
 - 5 「入院患者の推定数」は、療養型病床群に係る病室における入院患者の推定数を記載すること。
 - 6 「従業者の員数」欄の「常勤換算後の員数」は、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準第2条第5項に規定する方法により計算した員数を記載すること。
 - 7 次の書類を添付すること。
 - (1) 開設者の定款、寄附行為等及びその登記簿謄本(施設が法人以外の者の開設する診療所である場合を除く。)又は事業の実施の根拠となる条例等
 - (2) 施設の使用許可証等の写し
 - (3) 併設する施設がある場合にあっては、当該併設する施設の概要を記載した書類
 - (4) 建物の平面図(各室の用途を明示したもの)及び設備の概要を記載した書類
 - (5) 運営規程
 - (6) 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要を記載した書類
 - (7) 従業者の勤務の体制及び勤務形態を記載した書類

別紙16(その1) 指定介護療養型医療施設の指定に係る記載事項(療養型病床群を有する病院用)

※受付番号

施設	ふりがな									
	名称									
	連絡先	TEL					FAX			
病床転換の有無										
管理者	ふりがな				住所	(郵便番号 -)				
	氏名									
他の介護保険施設又は社会福祉施設を管理する場合にあつては、その施設の名称及び所在地										
入院患者の推定数		人		専ら要介護者を入院させる部分における入院患者の推定数				人		
従業者の員数		看護職員		介護職員		理学療法士又は作業療法士		介護支援専門員		
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	
	常勤(人)									
	非常勤(人)									
	常勤換算後の員数(人)									
	※基準上の必要員数(人)									
※適合の可否										
設備						※基準上の必要数値	※適合の可否			
	病室	療養型病床群に係る1病室当たりの最大病床数			床	床以下				
	病室	療養型病床群に係る入院患者1人当たりの最小床面積			m ²	m ² 以上				
	廊下	療養型病床群に係る病室に隣接する片廊下の幅			m	m以上				
	廊下	療養型病床群に係る病室に隣接する中廊下の幅			m	m以上				
	機能訓練室の面積					m ²	m ² 以上			
	療養型病床群に係る入院患者1人当たりの食堂面積					m ²	m ² 以上			
建物の構造概要										

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
 - 2 この様式は、施設が療養型病床群を有する病院である場合に用いること。
 - 3 ※印の欄は、記載しないこと。
 - 4 「病床転換の有無」は、病床を転換して設けられた療養型病床群を有する場合にあつては、「○」を記載すること。
 - 5 「入院患者の推定数」は、療養型病床群に係る病室によって構成される病棟(療養型病床群が病棟の一部である場合は、当該一部)における入院患者の推定数を記載すること。
 - 6 「従業者の員数」欄の「常勤換算後の員数」は、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準第2条第5項に規定する方法により計算した員数を記載すること。
 - 7 次の書類を添付すること。
 - (1) 開設者の定款、寄附行為等及びその登記簿謄本(施設が法人以外の者の開設する病院である場合を除く。)又は事業の実施の根拠となる条例等
 - (2) 施設の使用許可証等の写し
 - (3) 併設する施設がある場合にあつては、当該併設する施設の概要を記載した書類
 - (4) 建物の平面図(各室の用途を明示したもの)及び設備の概要を記載した書類
 - (5) 運営規程
 - (6) 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要を記載した書類
 - (7) 従業者の勤務の体制及び勤務形態を記載した書類